平成２３年（フ）第５５号
秋田県大館市水門町４番46号　コーポサトウＡ、前住所秋田県大館市比内町扇田字庚申岱24番地１
債務者　稲船　春雄
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第９５号
福島市鎌田字早津小屋29番地の８
債務者　滝田　祐三
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３１３号
茨城県水戸市見川町2563番地の176、旧住所茨城県ひたちなか市湊中央１丁目10番１号セントラルコート101
債務者　青木　直子（旧姓小島）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
茨城県行方市玉造甲6814番地10第三緑ヶ丘住宅２号
債務者　森田　剛文
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４８９号
千葉県市原市西五所９番地３ケリーパーク103、申立時の住所千葉県市原市五井2584番地１　高石ハイツＡ―202
債務者　日高　　優（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟404号
債務者　吉原　小霧
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０７号
千葉県習志野市津田沼３丁目22番22―306号
債務者　佐々木泰子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１３号
千葉県市川市大和田１丁目15番29号サンパレス大和田202号
債務者　小椋ひろこ（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３３号
千葉市緑区あすみが丘５丁目72番地５　エステートピア幸Ａ―102号
債務者　高橋　佳子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３４号
千葉市緑区あすみが丘５丁目72番地５　エステートピア幸Ａ―102号
債務者　高橋　和江
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７４号
千葉県船橋市緑台２丁目11番４棟401号
債務者　稲田　沙織（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７８号
岐阜市領下1609番地２
債務者　斉藤留美子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１４号
岐阜市鷺山2563番地６ラ・メゾン105号室
債務者　森島　武雄（旧姓髙田）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
岐阜県可児市徳野南１丁目74番地　ハイツレスポアール202
債務者　居村　将旭
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５８号
岐阜県可児市徳野南１丁目74番地　ハイツレスポアール202
債務者　友永　　望
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４２号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根208番地48　有限会社奥飛騨ガーデンホテル本陣社員寮、住民票上の住所岐阜県高山市山口町1307番地１　市営住宅桜ヶ丘団地Ｃ―701号
債務者　西尾やゑ子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
三重県伊賀市真泥3535番地
債務者　西　　和人（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所伊賀支部